

## 第2章 審査及び検査

### 1. 概説

#### ○制度の概要

審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・ 協会による法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査結果報告の受理（法第46条の9の2第2項）
- ・ 上記報告等に関して行われる協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、49条の3第1・2項）
- ・ 外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

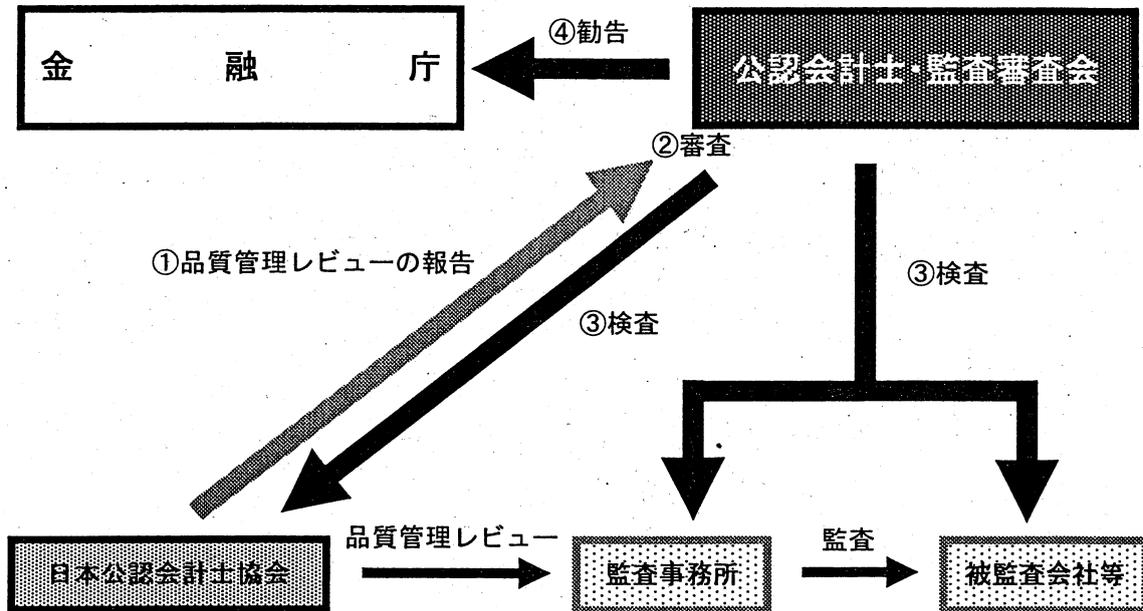
これらを受けて、審査会は、協会の品質管理レビュー（注）に関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P37 資料2-1、P38 資料2-2 参照）。

なお、上記の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する（法第41条の2）。

#### （注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、監査又は証明業務の運営状況の調査として協会が行うものである。具体的には、監査業務の質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査し、必要に応じ改善を勧告し、改善状況の報告を受ける。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に一度（協会が必要と認めた場合は2年に一度等に短縮）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認める場合には、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、協会、監査事務所、その他監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、後記「3.（6）外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み」（P13）を参照。

## 2. 審査及び検査の基本方針等

### (1) 審査及び検査の基本方針

審査会は、第1期（平成16年4月～平成19年3月）の審査会活動の基本となる視点や目標に加え、審査の基本的考え方や検査の枠組みなどを示した「監査の信頼性確保のために－審査基本方針等－」を策定し、公表した（平成16年6月）。

第2期（平成19年4月～平成22年3月）においては、第1期の審査及び検査の実績を踏まえ、「監査の品質の一層の向上のために－審査基本方針等－」を策定し、公表した（平成19年6月）。

第3期（平成22年4月～平成25年3月）においては、第1期及び第2期の審査及び検査の実績を踏まえ、「審査及び検査の基本方針－監査の品質の一層の向上のために－」を策定、公表している（平成22年6月25日。詳細はP39資料2－3参照）。

第3期の基本方針においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとしている。

#### ○ 視点

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の品質の確保・向上を積極的に図っていくこととする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、内外に対する情報発信に努めることとする。

#### ○ 目標

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所及び外国監査法人等における業務の適正な運営の確保を図っていくこととする。

### (2) 審査基本計画及び検査基本計画

審査会は、上記の審査及び検査の基本方針を踏まえ、「平成22年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定し、平成22年6月25日に公表している（P44資料2－4参照）。

審査基本計画では、監査の品質管理について、その適切な定着を促す観点から、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について重点的に検証することとしている。

また、協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所における実効性のある改善を確保するとの観点から、協会の品質管理レビュー制度の適切性を検証することとしている。

検査基本計画では、大規模監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて検査を実施する。また、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査事務所についても、必要に応じて検査を実施することとしている。

また、中小規模監査事務所については、品質管理のシステムの整備やその改善への取組みが不十分な事例が認められることから、協会からの報告に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施することとしている。

### 3. 審査及び検査の状況

#### (1) 協会による品質管理レビューの状況

平成 22 年度の協会による品質管理レビューは、99 件（監査法人 53 件（公認会計士共同事務所 1 件を含む。）、公認会計士 46 件）に対して実施されており、平成 23 年 3 月 31 日までに、81 件についての報告を受けた(注)。なお、品質管理レビューの状況は以下のとおりである。

(注) 品質管理レビューに関する報告（月次報告書）の主な内容

- ・ 品質管理レビュー報告書
- ・ 改善勧告書
- ・ 改善勧告書に対する改善計画書
- ・ レビュー調書等

#### ① 品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は以下のとおりである。

##### 《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	22 年						23 年			合計
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	15	17	0	20	21	15	9	2	0	99

#### ② 品質管理レビューの実施結果

審査会に報告された 81 件に対する品質管理レビューの結果のうち、79 件に改善勧告事項があり、その実施結果に基づく結論の状況は以下のとおりである。

- ・ 限定事項のない結論 77 件（監査法人 40 件、公認会計士 37 件）
- ・ 限定事項付き結論 4 件（監査法人 1 件、公認会計士 3 件）
- ・ 否定的結論（該当なし）

また、平成 22 年度は、フォローアップ・レビュー（注）が 67 件（監査法人 53 件（公認会計士共同事務所 1 件を含む。）、公認会計士 14 件）に対して実施されており、平成 23 年 3 月 31 日までに報告を受けた 59 件のフォローアップ・レビュー実施結果は以下のとおりである。

- ・ 改善措置済み 54 件（監査法人 43 件、公認会計士 11 件）
- ・ 改善措置が不十分 5 件（監査法人 2 件、公認会計士 3 件）

（注）フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューとは、協会の品質管理レビューの一環として実施する改善措置の状況の確認である。具体的には、前回の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した、品質管理のシステムの変更の状況、監査実施者への教育・訓練を含む伝達の状況及び品質管理のシステムの監視等による是正措置の状況等を確認することにより、改善措置の状況を確認する。

## （２）品質管理レビューに対する審査の状況

### ① 審査の対象及び観点

平成 22 年度の審査対象は、協会が平成 21 年度及び平成 22 年度に実施した品質管理レビューであり、うち平成 21 年度品質管理レビューの実施結果に基づく結論は次のとおりである。なお、平成 22 年度品質管理レビューについては、平成 23 年 3 月 31 日までに報告を受けた 81 件について、順次審査に着手している。

#### 《品質管理レビュー報告書（平成 21 年度）》

（監査事務所数）

区分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		否定的結論		計
監査法人	32	76.2%	10	23.8%	—	—	42
公認会計士	24	58.5%	17	41.5%	—	—	41
合計	56	67.5%	27	32.5%	—	—	83

（注）上記 83 件については、その全てに改善勧告事項がある。

審査会の審査は、品質管理レビューに関する報告の分析、ヒアリングや報告徴収結果の検証などを行っており、その観点は以下のとおりである。

- ・ 協会による品質管理レビューの適切性
- ・ 監査事務所における、監査業務の品質を合理的に確保するための、品質管理のシステムの整備・運用状況
- ・ 個々の監査業務について、監査事務所の設けた品質管理のシステムの準拠性

## ② 報告徴収

審査会は、平成 22 年度の審査基本計画（P44 資料 2 - 4 参照）において、「監査の品質管理について、監査事務所に対してその適切な定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、品質管理に関する指摘が広範に認められる監査事務所や自主的な改善を促す必要があると認められる監査事務所における品質管理のシステムの整備状況等について、重点的に検証する」とし、これに基づき平成 22 年 10 月に報告徴収を実施した。その内訳は、以下のとおりである。

### 《報告徴収の実施状況》

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

区 分	対象事務所 (注 1)	実施事務所	未改善 (注 2)
監査事務所に対する報告徴収	83	32	0
監査法人に対するもの	41	16	0
個人事務所に対するもの	42	16	0

（注 1）平成 21 年度の品質管理レビュー実施事務所

（注 2）報告徴収を実施した監査事務所のうち、4 件（監査法人 1 件及び個人事務所 3 件）については、監査業務の実施に係る手続が不十分であったが、その後改善の状況を確認。

## ③ 審議

審査会は、品質管理レビューに関する審査結果に基づき、監査事務所に対する検査の実施等について審議し、また、監査事務所に対する検査結果に基づき、行政処分その他の措置について金融庁長官への勧告等について審議する。

平成 22 年度においては、平成 21 年度品質管理レビュー（対象：監査事務所 83 件）について審議し、監査事務所 9 件に対して検査を実施することとした。また、検査の結果につき審議し、監査事務所 1 件（平成 20 年度品質管理レビューに係るもの）について金融庁長官に対して勧告することとした。

最近の審議状況は、以下のとおりである。

《最近の審議状況》

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

	平成 21 年度	平成 22 年度
i. 審議済のもの(注1)	122(注2)	83
ii. 監査事務所への検査の実施を議決したものの	7	9
iii. 行政処分その他の措置について金融 庁長官への勧告を議決したものの	1	1

(注1) 原則として、前年度に実施した品質管理レビューに係るものを審議することとしている。

(注2) 平成 19 年度品質管理レビューに係るものが含まれている。

(3) 検査の状況

平成 22 年度において、審査会は、「平成 22 年度の審査基本計画及び検査基本計画」(P44 資料 2 - 4 参照)に基づき、監査事務所 9 件に対して検査を実施している。

(4) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、以下の監査法人について、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した (P45 資料 2 - 5 参照)。

- ・ 平成 22 年 7 月 13 日 永昌監査法人

(注) 理事長及び品質管理委員長として、監査の基準において求められている監査業務の品質管理に関する必要な指示及び監督がほとんど行われていないほか、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために必要なメッセージを明瞭に一貫して繰り返し伝達していない。さらに、監査業務に係る審査、品質管理のシステムの監視が実効性をもって実施されていないなど、その業務運営は、監査業務の品質を合理的に確保するものとなっておらず、著しく不十分である事例が確認された。

(5) 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」の改訂

審査会は、平成 20 年 2 月に公表した「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」について、平成 21 年度までに実施した検査結果につき、最近の検査で確認された事例や会計基準等の改訂等を踏まえ、指摘事例の追加・削除等の見直しを行い、平成 22 年 6 月に公表した。

今後も、必要に応じて、説明会の開催等により、監査の品質管理の重要

性に対する理解の浸透を図るとともに、年度毎にその内容を見直し、掲載事例の追加及び削除等を行っていく（P46 資料 2-6 参照）。

(6) 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する枠組み

審査会は、外国監査法人等に対する対応について、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」に基づき、金融庁と連名で「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を策定し、平成 21 年 9 月に公表した（P87 資料 2-7、P90 資料 2-8 参照）。

さらに、審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」等を踏まえ、外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する具体的な実施手続や留意事項等について定めた「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」を平成 22 年 1 月に公表した（P95 資料 2-9、P108 資料 2-10 参照）。

本基本指針では、外国監査法人等の所属する国の当局との間に情報交換等に係る取極め等や、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を原則として実施しないこととしている。

現在、金融庁・審査会において、相互依拠や情報交換のあり方について諸外国の監督当局と交渉を行っている。

【参考】外国監査法人等の届出状況（平成 23 年 3 月末現在）

	国・地域数	法人等数
北米	2	7
中南米	2	2
欧州	11	34
アジア・大洋州	10	25
中東	1	1
その他	2	10
計	28	79